



2026年2月27日

各 位

上場会社名	任天堂株式会社
代表者	代表取締役社長 古川 俊太郎 (コード番号: 7974 東証プライム市場)
問合せ先責任者	総務本部長 山岸 健太郎 (TEL: 075 - 662 - 9600)

株式の売出しに関するお知らせ

当社は、2026年2月27日開催の取締役会において、当社普通株式の売出し(以下「本件売出し」という。)について、下記の通り決議いたしましたので、お知らせいたします。

本件売出しは、今般、一部の株主様より当社株式を売却したい旨の意向を確認したため、政策保有株式に係る当社の取り組みの一環として決定いたしました。当社としては、本件売出しを通じて、株主層の拡大及び多様化を目指すものであります。

なお、当社は本日開催の取締役会において、取得株式の総数 14,000,000 株、取得価額の総額 1,000 億円をそれぞれ上限とする自己株式の取得及び取得した自己株式の全株式数の消却(以下「本件自己株式取得及び消却」という。)を実施することを決議いたしました。本件自己株式取得及び消却の詳細は、本日公表の「自己株式取得及び自己株式消却に係る事項の決定に関するお知らせ(会社法第 165 条第 2 項の規定による定款の定めに基づく自己株式の取得及び会社法第 178 条の規定に基づく自己株式の消却)」をご参照ください。

記

1. 株式売出し(引受人の買取引受による売出し)

- | | |
|----------------------------|--------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| (1) 売 出 株 式 の
種 類 及 び 数 | 当社普通株式 32,697,900 株
なお、当社は2026年2月27日(金)開催の取締役会において、自己株式(当社普通株式)の取得に関する事項を決議しており、2026年3月3日(火)から2026年3月4日(水)までの期間において、自己株式立会外買付取引(ToSTNeT-3)による自己株式の取得を実施する |
|----------------------------|--------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|

ご注意: この文書は、いかなる証券についての投資募集行為の一部をなすものでもありません。この文書は、当社普通株式の売出しに関して一般に公表することのみを目的とする記者発表文であり、日本国内外を問わず投資勧誘等を目的として作成されたものではありません。当社普通株式に投資を行う際は、必ず当社が作成する株式売出目論見書及びその訂正事項分をご覧いただいた上で、投資家ご自身の判断でなさるようお願いいたします。この文書は、米国における証券の販売の勧誘ではありません。当社普通株式は、1933年米国証券法(改正を含み、以下「米国証券法」という。)に従って登録がなされたものでも、また今後登録がなされるものでもなく、米国においては、米国証券法に基づいて証券の登録を行うか又は登録義務からの適用除外を受ける場合を除き、証券の募集又は販売を行うことはできません。なお、本件においては米国における証券の募集は行われません。

場合がある。今後、当社が当該決議に基づき ToSTNeT-3 による自己株式の取得を決定した場合、下記(2)に記載の売出人がそれぞれ当該自己株式の取得に応じて、その保有する当社普通株式の一部を売却する可能性がある。かかる場合、上記売出株式数及び下記(2)に記載の各売出人の売出株式数が減少することがある。

- | (2) 売 出 人 及 び
売 出 株 式 数 | 氏名又は名称 | 売 出 株 式 数 |
|----------------------------|--------------------------------|--------------|
| | 野村信託銀行株式会社
(退職給付信託三菱UFJ銀行口) | 16,149,900 株 |
| | 株式会社 京都銀行 | 10,000,000 株 |
| | 株式会社 ディー・エヌ・エー | 6,000,000 株 |
| | 株式会社 りそな銀行 | 548,000 株 |
- (3) 売 出 価 格 未定(日本証券業協会の定める有価証券の引受け等に関する規則第 25 条に規定される方式により、2026 年 3 月 9 日(月)から 2026 年 3 月 12 日(木)までの間のいずれかの日(以下「売出価格等決定日」という。)の株式会社東京証券取引所における当社普通株式の普通取引の終値(当日に終値のない場合は、その日に先立つ直近日の終値)に 0.90~1.00 を乗じた価格(1 円未満端数切捨て)を仮条件として、需要状況等を勘案した上で、売出価格等決定日に決定される。)
- (4) 売 出 方 法 野村證券株式会社、三菱UFJモルガン・スタンレー証券株式会社、モルガン・スタンレーMUFG証券株式会社及びSMBC日興証券株式会社を共同主幹事会社とする引受団(以下「引受人」と総称する。)に全株式を買取引受けさせた上で売出す。
当社普通株式を取得し得る投資家のうち個人・事業会社等に対する需要状況等の把握及び配分に関しては野村證券株式会社及び三菱UFJモルガン・スタンレー証券株式会社が共同で行い、機関投資家に対する需要状況等の把握及び配分に関しては共同主幹事会社が共同で行う。
売出しにおける引受人の対価は、売出価格から引受人より売出人に支払われる金額である引受価額を差し引いた額の総額とする。
引受人の買取引受による売出しの売出株式の一部につき、欧州及びアジアを中心とする海外市場(ただし、米国及びカナダを除く。)の海外投資家に対して販売されることがある。

ご注意: この文書は、いかなる証券についての投資募集行為の一部をなすものでもありません。この文書は、当社普通株式の売出しに関して一般に公表することのみを目的とする記者発表文であり、日本国内外を問わず投資勧誘等を目的として作成されたものではありません。当社普通株式に投資を行う際は、必ず当社が作成する株式売出目論見書及びその訂正事項分をご覧いただいた上で、投資家ご自身の判断でなさるようお願いいたします。この文書は、米国における証券の販売の勧誘ではありません。当社普通株式は、1933 年米国証券法(改正を含み、以下「米国証券法」という。)に従って登録がなされたものでも、また今後登録がなされるものでもなく、米国においては、米国証券法に基づいて証券の登録を行うか又は登録義務からの適用除外を受ける場合を除き、証券の募集又は販売を行うことはできません。なお、本件においては米国における証券の募集は行われません。

- (5) 申 込 期 間 売出価格等決定日の翌営業日から売出価格等決定日の 2 営業日
後の日まで
- (6) 受 渡 期 日 売出価格等決定日の 5 営業日後の日
- (7) 申 込 証 拠 金 1 株につき売出価格と同一の金額とする。
- (8) 申 込 株 数 単 位 100 株
- (9) 売出価格、その他引受人の買取引受による売出しに必要な一切の事項の決定については、代
表取締役社長に一任する。

2. 株式売出し(オーバーアロットメントによる売出し)(下記<ご参考>2. を参照のこと。)

- (1) 売 出 株 式 の 種類 及び 数 当社普通株式 4,904,600 株
なお、上記売出株式数は上限を示したものである。需要状況等により減少し、又はオーバーアロットメントによる売出しそのものが全く行われない場合がある。売出株式数は、需要状況等を勘案した上で、売出価格等決定日に決定される。
また、当該需要状況等による減少とは別に、上記 1. (1)に記載の自己株式の取得に伴い、引受人の買取引受による売出しの売出株式数が減少した場合、併せてオーバーアロットメントによる売出しの売出株式数も減少することがある。
- (2) 売 出 人 野村證券株式会社
- (3) 売 出 価 格 未定(売出価格等決定日に決定される。なお、売出価格は引受人の買取引受による売出しにおける売出価格と同一とする。)
- (4) 売 出 方 法 引受人の買取引受による売出しの需要状況等を勘案した上で、野村證券株式会社が当社株主から 4,904,600 株を上限として借入れる当社普通株式の売出しを行う。
- (5) 申 込 期 間 引受人の買取引受による売出しにおける申込期間と同一とする。
- (6) 受 渡 期 日 引受人の買取引受による売出しにおける受渡期日と同一とする。
- (7) 申 込 証 拠 金 1 株につき売出価格と同一の金額とする。
- (8) 申 込 株 数 単 位 100 株
- (9) 売出価格、その他オーバーアロットメントによる売出しに必要な一切の事項の決定については、
代表取締役社長に一任する。

ご注意: この文書は、いかなる証券についての投資募集行為の一部をなすものでもありません。この文書は、当社普通株式の売出しに関して一般に公表することのみを目的とする記者発表文であり、日本国内外を問わず投資勧誘等を目的として作成されたものではありません。当社普通株式に投資を行う際は、必ず当社が作成する株式売出目論見書及びその訂正事項分をご覧いただいた上で、投資家ご自身の判断でなさるようお願いいたします。この文書は、米国における証券の販売の勧誘ではありません。当社普通株式は、1933年米国証券法(改正を含み、以下「米国証券法」という。)に従って登録がなされたものでも、また今後登録がなされるものでもなく、米国においては、米国証券法に基づいて証券の登録を行うか又は登録義務からの適用除外を受ける場合を除き、証券の募集又は販売を行うことはできません。なお、本件においては米国における証券の募集は行われません。

<ご参考>

1. 株式売出しの目的

本文書の冒頭に記載の通りであります。

2. オーバーアロットメントによる売出し等について

オーバーアロットメントによる売出しは、引受人の買取引受による売出しにあたり、その需要状況等を勘案した上で、当該売出しの事務主幹事会社である野村證券株式会社から4,904,600株を上限として借入れる当社普通株式の売出しであります。オーバーアロットメントによる売出しの売出株式数は、4,904,600株を予定しておりますが、当該売出株式数は上限の売出株式数であり、需要状況等により減少し、又はオーバーアロットメントによる売出しそのものが全く行われない場合があります。また、当該需要状況等による減少とは別に、前記「1. 株式売出し(引受人の買取引受による売出し)(1) 売出株式の種類及び数」に記載の自己株式の取得に伴い、引受人の買取引受による売出しの売出株式数が減少した場合、併せてオーバーアロットメントによる売出しの売出株式数も減少することがあります。

なお、オーバーアロットメントによる売出しが行われる場合、野村證券株式会社は、引受人の買取引受による売出しの対象となる株式とは別に、オーバーアロットメントによる売出しの売出株式数を上限として追加的に当社普通株式を取得する権利(以下「グリーンシューオプション」という。)を、引受人の買取引受による売出し及びオーバーアロットメントによる売出しの受渡期日から2026年3月27日(金)までの間を行使期間として上記当社株主から付与されます。

また、野村證券株式会社は、引受人の買取引受による売出し及びオーバーアロットメントによる売出しの申込期間の終了する日の翌日から2026年3月27日(金)までの間(以下「シンジケートカバー取引期間」という。)、上記当社株主から借入れた株式(以下「借入れ株式」という。)の返却を目的として、株式会社東京証券取引所においてオーバーアロットメントによる売出しに係る株式数を上限とする当社普通株式の買付け(以下「シンジケートカバー取引」という。)を行う場合があります。野村證券株式会社がシンジケートカバー取引により取得した全ての当社普通株式は、借入れ株式の返却に充当されます。なお、シンジケートカバー取引期間内において、野村證券株式会社の判断でシンジケートカバー取引を全く行わず、又はオーバーアロットメントによる売出しに係る株式数に至らない株式数でシンジケートカバー取引を終了させる場合があります。

更に、野村證券株式会社は、引受人の買取引受による売出し及びオーバーアロットメントによる売出しに伴って安定操作取引を行うことがあり、かかる安定操作取引により取得した当社普通株式の全部又は一部を借入れ株式の返却に充当することがあります。

上記の通りシンジケートカバー取引及び安定操作取引により取得して返却に充当後の残余の借入れ株式は、野村證券株式会社がグリーンシューオプションを行使することにより返却されます。

なお、オーバーアロットメントによる売出しが行われるか否か及びオーバーアロットメントによる売出しが行われる場合の売出株式数については、売出価格等決定日に決定されます。オーバーアロットメントによる売出しが行われない場合は、野村證券株式会社による上記当社株主からの当社普通株式の借入れ、当該株主から野村證券株式会社へのグリーンシューオプションの付与及び株式会社東京証券取引所におけるシンジケートカバー取引は行われません。

上記の取引に関し、野村證券株式会社は、三菱UFJモルガン・スタンレー証券株式会社、モルガン・スタンレーMUFG証券株式会社及びSMBC日興証券株式会社と協議の上、これらを行います。

ご注意: この文書は、いかなる証券についての投資募集行為の一部をなすものでもありません。この文書は、当社普通株式の売出しに関して一般に公表することのみを目的とする記者発表文であり、日本国内外を問わず投資勧誘等を目的として作成されたものではありません。当社普通株式に投資を行う際は、必ず当社が作成する株式売出目論見書及びその訂正事項分をご覧いただいた上で、投資家ご自身の判断でなさるようお願いいたします。この文書は、米国における証券の販売の勧誘ではありません。当社普通株式は、1933年米国証券法(改正を含み、以下「米国証券法」という。)に従って登録がなされたものでも、また今後登録がなされるものでもなく、米国においては、米国証券法に基づいて証券の登録を行うか又は登録義務からの適用除外を受ける場合を除き、証券の募集又は販売を行うことはできません。なお、本件においては米国における証券の募集は行われません。

3. ロックアップについて

引受人の買取引受による売出しに関連して、売出人である株式会社京都銀行、株式会社ディー・エヌ・エー及び株式会社りそな銀行は共同主幹事会社に対し、売出価格等決定日に始まり、引受人の買取引受による売出しの受渡期日から起算して180日目の日に終了する期間(以下「ロックアップ期間」という。)中、共同主幹事会社の事前の書面による同意なしには、当社株式の売却等(ただし、引受人の買取引受による売出し等を除く。)を行わない旨合意しております。

また、引受人の買取引受による売出しに関連して、売出人である野村信託銀行株式会社(退職給付信託三菱UFJ銀行口)、当社株式を信託財産とする退職給付信託契約に基づく信託(委託者:株式会社三菱UFJ銀行、受託者:野村信託銀行株式会社)(かかる信託の信託財産を、以下「本信託財産」という。)の委託者である株式会社三菱UFJ銀行及び信託管理人は共同主幹事会社に対し、ロックアップ期間中、本信託財産に関して、共同主幹事会社の事前の書面による同意なしには、当社株式の売却等(ただし、引受人の買取引受による売出し等を除く。)を行わない旨合意しております。

更に、当社は共同主幹事会社に対し、ロックアップ期間中、共同主幹事会社の事前の書面による同意なしには、当社株式の発行、当社株式に転換若しくは交換されうる有価証券の発行又は当社株式を取得若しくは受領する権利を表章する有価証券の発行等(ただし、株式分割による新株式発行等を除く。)を行わない旨合意しております。

上記のいずれの場合においても、共同主幹事会社はロックアップ期間中であってもその裁量で当該合意の内容の一部又は全部につき解除できる権限を有しております。

以上

ご注意: この文書は、いかなる証券についての投資募集行為の一部をなすものでもありません。この文書は、当社普通株式の売出しに関して一般に公表することのみを目的とする記者発表文であり、日本国内外を問わず投資勧誘等を目的として作成されたものではありません。当社普通株式に投資を行う際は、必ず当社が作成する株式売出目論見書及びその訂正事項分をご覧いただいた上で、投資家ご自身の判断でなさるようお願いいたします。この文書は、米国における証券の販売の勧誘ではありません。当社普通株式は、1933年米国証券法(改正を含み、以下「米国証券法」という。)に従って登録がなされたものでも、また今後登録がなされるものでもなく、米国においては、米国証券法に基づいて証券の登録を行うか又は登録義務からの適用除外を受ける場合を除き、証券の募集又は販売を行うことはできません。なお、本件においては米国における証券の募集は行われません。